次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中南米地域 アルゼンチン　ウルグアイ　エクアドル エルサルバドル　ガイアナ　キューバ　グアテマラ　ケイマン諸島　コスタリカ　コロンビア　ジャマイカ　スリナム　セントクリストファー・ネーヴィス　セントビンセントグレナディーン諸島　チリ　トリニダード・トバゴ　ニカラグア　パナマ　パラグアイ　プエルト・リコ　フォークランド諸島　仏領ギアナ　仏領グアドループ島　ブラジル　ベネズエラ　ペルー　ボリビア　ホンジュラス　マルチニーク 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウズベキスタン　エストニア　オーストリア　オランダ　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　フィンランド　ベラルーシ　ベルギー　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン	中南米地域 アルゼンチン　ウルグアイ　エクアドル エルサルバドル　ガイアナ　キューバ　グアテマラ　ケイマン諸島　コスタリカ　コロンビア　ジャマイカ　スリナム　セントクリストファー・ネーヴィス　セントビンセントグレナディーン諸島　トリニダード・トバゴ　ニカラグア　パナマ　パラグアイ　プエルト・リコ　フォークランド諸島　仏領ギアナ　仏領グアドループ島　ブラジル　ベネズエラ　ペルー　ボリビア　ホンジュラス　マルチニーク 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウズベキスタン　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　フィンランド　ベラルーシ　ベルギー　ポルトガル　マルタ　モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ルクセンブルク

○農林水産省告示第九百八十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第十号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定めた期間を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第十号の農林水産大臣が定めた期間は、平成二十九年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第九百八十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十八年八月二十九日　第百四号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般財団法人広島県い業会館　広島県福山市今津町三丁目二番十号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　畳表
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　広島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　広島県福山市今津町三丁目二番十号

○農林水産省告示第九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市大塚字長石二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上久野六五五の二、八四三、八四九、九〇八の一、一六七〇の一、一六七五、一六七六の一、一六七六の三、一六七七の三、一六七七の六、一六八一の三、一七〇八、一七一一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町戸河内五七〇、五七二、二一五六、二一五七、二一五九、二一七一、二一七三から二一七五まで、二一七七の一、二一七七の二、二一八〇の一から二一八〇の六まで、二一八六の一、二一八六の二、二一八七の一、二一八七の二、二一八九から二一九一まで、二二一一、二二一二、二二一五の一から二二一五の三まで、二二一六、二二一七の二、二二一七の三、二二三六、二二三六の一、二二七一の一、二二七一の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区青谷字大スダレ六七〇の一、字西山七三七、七四一、字柳久保二五九四、天竜区両島字大杉一五八の一、一五九から一六二まで、字沢奥一六三の三、一六三の九、一六六、一六七、字ヲトスダレ一七〇から一七四まで、一七五の一、一七六の二、一七七の一、一七九から一八一まで、字弥之助坂二六九から二七一まで、字休度二七三、二七四、二七五の一